市民税・都民税（住民税）申告の提出・相談は市役所へ

市民税・都民税（住民税）の申告は、前年（平成31年1月1日～令和元年12月31日）の所得をもとに、今年の1月1日現在に居住する市区町村で課税される税金で、所得税とは異なります。

申告時のマイナンバー確認書類

市役所や税務署に申告をする際は、次の①または②の書類をお持ちください。

1　マイナンバーカード

または

2　番号確認書類（通知カード　など）＋（身元確認書類（健康保険証　運転免許証　など））

市役所で確定申告書を提出する場合は、上記確認書類の写しを添付してください。

ちょっと教えて　市民税・都民税（住民税）

皆さんから寄せられる質問とその回答をまとめました。

質問	回答
昨年、小平市に転入しました。今年の住民税はどこへ申告すればよいのでしょうか。	小平市へ申告してください。住民税は、今年の1月1日に住んでいた市区町村が課税することになっています。なお、今年の1月2日以降に転入した方は、前の住所地に申告してください。
昨年中は収入がありませんでした。申告の必要はありますか。	申告が必要です。申告書は国民健康保険税などの算出の資料となります。また、申告がない場合、都営住宅の収入報告などに添付する非課税証明書の発行ができません。
扶養に入れる給与収入の範囲を教えてください。	年間の給与収入が103万円（所得に換算すると38万円）以内であれば税法上の扶養に入ることはできます。（この場合、所得税は課税されませんが、住民税は100万円を超えると課税される場合があります）。給与以外の所得がある方は、合計所得金額が38万円以下であれば扶養に入ることができます。勤務先の健康保険の扶養に入れる基準については勤務先にお問い合わせください。
単身赴任の夫の扶養となっていますが、住民税の申告は必要ですか。	申告が必要です。単身赴任で市外に住んでいる方の給与支払報告書などは小平市へ送られてこないため、扶養に入っていることを確認できません。お手数ですが、住民税の申告書を提出してください。
400万円以下の公的年金収入のみですが、申告の必要はありますか。	確定申告は不要です。医療費控除など源泉徴収票に記載されていない控除を申告することで所得税が還付になる方は確定申告をすることができます。確定申告をしない方で、医療費控除などの控除を追加で申告する場合は住民税の申告書を提出してください。
税務署に確定申告書を提出しましたが、市役所への申告も必要ですか。	必要ありません。税務署に確定申告書を提出すると、申告書に記入された1月1日の住所地の市区町村にその資料が送られます。（ただし、上場株式等に係る配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する場合は、別途住民税の申告が必要です。）

日程　▽2月14日（金）まで　午前8時30分～午後5時　税務課（市役所2階）
▽2月17日（月）～3月16日（月）　午前9時～11時30分、午後1時～4時　市役所2階201会議室
※提出のみの場合は午前8時30分から午後5時まで。
※東部出張所、西部出張所、動く市役所では、作成済みの申告書の受け付けのみ行っています。
持ち物　昨年の収入がわかる書類（源泉徴収票など）、控除を受けるための書類（生命保険料・地震保険料・国民年金などの控除証明書、医療費の明細書、障害者手帳など）、印鑑、マイナンバー確認書類
◆**住民税申告のための土曜臨時窓口**
とき　2月22日・29日の土曜日　午前9時～11時30分
ところ　市役所2階201会議室
※土曜日の取扱いは、この2日間のみです。
※確定申告の相談は東村山税務署へお願いします。
問合せ　税務課☎042（346）9523

医療費控除対象の介護保険サービス

介護保険サービス利用料は、確定申告の際に、医療費控除の対象となる場合があります（左表参照）。

医療費控除の申告には、医療費控除の明細書の添付が必要です。また、高額介護サービス費や保険からの払い戻しなど、利用料の補填がある場合は、支払った金額から補填される額を差し引いて申告してください。

介護保険料は、社会保険料控除の対象となりますが、年金から保険料を天引きされている場合は、保険料を支払っているのは年金受給者なので、その親族などが社会保険料控除として申告することはできません。
※所得税および復興特別所得税の確定申告については、お問い合わせください。
問合せ　東村山税務署☎042（394）6811

医療費控除の対象となる介護サービス

	対象となるサービス		対象となる金額
施設	指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 指定地域密着型介護老人福祉施設		サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）と居住費・食費にかかる自己負担額の合計の2分の1
施設	介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 介護医療院		サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）と居住費・食費にかかる自己負担額
居宅サービス	医療系	（介護予防）訪問看護 （介護予防）訪問リハビリテーション （介護予防）居宅療養管理指導 （介護予防）通所リハビリテーション（デイケア） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用する場合） 看護小規模多機能型居宅介護（医療系介護サービスを含む組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く））	サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割） ※通所リハビリテーションの食費も控除の対象です。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）も控除の対象です。
居宅サービス	医療系	（介護予防）短期入所療養介護（ショートステイ）	サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割）と滞在費・食費にかかる自己負担額
居宅サービス	福祉系	（介護予防）訪問介護（生活援助中心型を除く） 夜間対応型訪問介護 （介護予防）訪問入浴介護 （介護予防）通所介護（デイサービス） 地域密着型通所介護 （介護予防）認知症対応型通所介護 （介護予防）小規模多機能型居宅介護 （介護予防）短期入所生活介護（ショートステイ） 定期巡回・随時対応型訪問介護看護（一体型事業所で訪問看護を利用しない場合および連携型事業所に限る） 看護小規模多機能型居宅介護（（医療系介護サービスを含まない組合せにより提供されるもの（生活援助中心型の訪問介護の部分を除く）） 地域支援事業の訪問型サービス（生活援助中心のサービスを除く） 地域支援事業の通所型サービス（生活援助中心のサービスを除く）	サービス利用にかかる自己負担額（1割、2割または3割） ※居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画に基づいて、医療系介護サービスと一緒に利用していることが前提です。 ※保険給付の支給限度額超過分（全額自己負担となった部分）は控除の対象外です。 ※通所介護の食費、短期入所生活介護の滞在費・食費は控除の対象外です。

※上記にかかわらず、居宅サービスなどで介護福祉士などによる喀痰（かくたん）吸引などが行われた場合は、そのサービスに要する費用の自己負担額の10分の1が医療費控除の対象です。
※居宅サービスは、領収書に「居宅サービス計画を作成した介護支援事業者名」（自ら居宅サービス計画を作成した場合は、届出を受理した市区町村名）と「医療費控除の対象となる金額」の記載が必要です。

道路の無電柱化整備を説明

オープンハウス

市では、道路の無電柱化を推進するため、（仮称）小平市無電柱化チャレンジプランの策定を進めています。無電柱化整備事業の目的や、プランで対象路線のひとつとして検討している、たかの台本通りを無電柱化した際の効果などを説明します。
とき　2月21日（金）、22日（土）　午前10時～午後4時
ところ　鷹の台公園（たかの台32－51）
※車での来場はご遠慮ください。当日、会場へ
申込み　当日、会場へ
問合せ　道路課☎042（346）9824

後期高齢者医療制度

◆**確定申告の社会保険料控除**
後期高齢者医療制度の保険料は、所得税・住民税を計算する際に社会保険料として控除されます。
平成31年・令和元年中に納めた保険料額は源泉徴収票や領収書、通帳などで確認できますが、納付額を知りたい方は、お問い合わせください。
◆**保険料の軽減**
所得が低い世帯の方には、保険料の軽減措置があります。ただし、所得税や住民税の申告がない方は、軽減が受けられません。遺族年金・障害年金など所得税が課税されない収入の方も住民税の申告の手続きをお願いします。
◆**高額介護合算療養費**
病院などの窓口で支払う医療費の自己負担額と介護サービス費の利用者負担額の世帯での年間合算額（平成30年8月～令和元年7月）が高額となった場合、自己負担限度額（表参照）を超えた部分について払い戻しが受けられます。該当する方には、2月下旬に申請書を送付します。
問合せ　保険年金課☎042（346）9538

高額介護合算療養費自己負担限度額（年額）

負担区分	後期高齢者医療制度＋介護保険	負担区分	後期高齢者医療制度＋介護保険
現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上	212万円	一般	56万円
現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上	141万円	低所得Ⅱ	31万円
現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上	67万円	低所得Ⅰ	19万円

※自己負担限度額は世帯単位です。
※低所得とは、住民税非課税世帯などです。

東村山税務署

確定申告の作成・提出

◆**確定申告書作成の相談受付**
とき　2月17日～3月16日の月曜～金曜日（2月24日を除く）　午前8時30分～午後4時
※申告書の提出は午後5時まで。
ところ　東村山税務署
※車での来場はご遠慮ください。
※申告書は、e－Taxによる送信や郵便、信書便でも提出できます。申告書の控えに税務署の受付印が必要な方は、住所・氏名などを記入のうえ、必要な額の切手を貼った返信用封筒を同封してください。
※還付申告は、2月17日（月）より前でも提出できます。
◆**日曜・休日の申告書作成会場を開設**
とき　2月24日（月・振休）、3月1日（日）　午前8時30分～午後4時
ところ　東村山税務署
※申告書の提出は午後5時まで。
※国税の領収、納税証明書の発行や電話相談は行いません。
持ち物　申告に必要な添付書類、印鑑、マイナンバー確認書類、筆記用具、計算機、前年に確定申告した方はその控え、口座番号を確認できるもの（還付申告の方のみ）
問合せ　東村山税務署（〒189－85 55　東村山市本町1－20－22）☎042（394）6811

国民年金

◆**国民年金の特例任意加入**
この制度は、老齢基礎年金の受給資格期間（保険料納付済期間などが10年以上）を満たせない場合、65歳から70歳になるまでの間に受給権が発生するまで国民年金保険料を納めることができるものです。
なお、受給権を確保する制度のため、10年以上の加入、付加保険料の申出をすることはできません。申出は、保険年金課（市役所1階）、東部出張所、西部出張所、年金事務所でできます。
※厚生年金などに加入中の方は、国民年金の特例任意加入はできません。厚生年金喪失後に申出をすることができます。
※20歳から60歳未満の期間で、年金記録に反映されていない学生期間や海外在住期間、被用者年金制度加入者の配偶者だった期間などがある場合は、武蔵野年金事務所（☎0422（56）1411）へご相談ください。
対象　納付月数が10年未満で次のいずれかに該当する方
▽昭和40年4月1日以前の生まれ
▽65歳から70歳未満
持ち物　本人確認書類（運転免許証、パスポートなど）、年金手帳、預金通帳、通帳の届出印、戸籍謄本
※代理人が申出する場合は、本人の委任状（本人の署名・押印があるもの）、代理人の本人確認書類が必要です。
問合せ　保険年金課☎042（346）9531

労働基準法を改正

4月1日から、中小企業の時間外労働の上限が規制されます。時間外労働の上限は、原則月45時間・年360時間です。特別の事情がなければ、超えることはできなくなります。詳しくは、ホームページをご覧ください。東京労働局
HP検索　東京働き方改革支援センター
問合せ　☎0120（232）865

農業体験ファーム

場…場所　主…農園主　募…募集区画・面積　内…内容
HP…ホームページ検索　料…年間利用料（1人）

農業体験ファーム 畑のおじさん

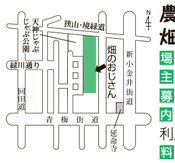

場　天神町2－17－10付近
主　吉野光政さん
募　15区画（1区画約30㎡）
内　季節野菜の栽培、収穫、利用者家族を交えた交流会
料　49,000円

体験ファーム 華（はな）農園

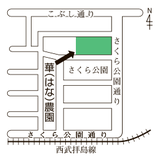

場　小川西町5－43
主　小山喜彩さん
募　10区画（1区画約25㎡）
※ほかに共同体験区画あり。
内　季節野菜の栽培、収穫、交流会、花づくり（花壇苗、切花）
料　44,000円

学習型体験農園 みのり村

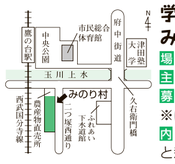

場　上水本町1－17－23
主　粕谷英雄さん
募　10区画（1区画約10㎡）
※ほかに共同体験区画あり。
内　季節野菜の講習（20回）と栽培、交流会、オプション講座（11回）
HP　みのり村　料　44,000円
※講座のみの受講もできます。

体験農園グリーン

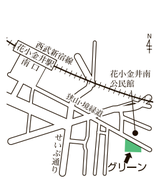

場　花小金井南町2－10
主　加藤稔さん
募　10区画（1区画約30㎡）
内　季節野菜の栽培、収穫、交流会
料　44,000円

プロの指導で野菜作り

農業体験ファーム利用者を募集

体験農園は、農家の本格的な野菜作りを体験する農園です。種まきから収穫・後片付けまで、年間を通した農作業が体験できます。収穫した野菜は、すべて利用者が受け取れます。
※種や苗・肥料・農機具などは農園主が準備します。作る野菜は、農園によって異なります。
とき　4月～令和3年2月
※駐車場はありません。

市民菜園使用者を募集

菜園で野菜を作り、健康的な余暇を過ごしませんか。現在、野火止菜園、小川町一丁目菜園、味菜園の空き区画の使用者を募集しています。
募集菜園　①野火止菜園（栄町1－25－7）、②小川町一丁目菜園（小川町1－1067－1）、③味菜園（仲町293）
※いずれも駐車場はありません。
貸出期間　①3月から令和4年2月末まで、②・③3月から令和3年2月末まで
貸出区画　1世帯1区画（①は1区画20平方メートル、②・③は1区画10平方メートル）
費用　①年額1万2千円、②・③年額6千円
対象　市内在住の方
※現在、菜園を使用している方は申し込めません。
申込み　2月12日（水）まで（消印有効に、申込書またはは がきに、住所、氏名、電話番号、希望する菜園名を記入のうえ、問合せ先へ（送付可、電話不可、申込み多数の場合は抽選）
※申込書は、問合せ先にあります。
※1世帯での重複申込みや、他人の名義での申込みは無効です。
問合せ　市民協働・男女参画推進課（〒187－8701　小平市役所）☎042（346）9532

対象　利用期間中継続して農作業ができる方
申込み　2月20日（木）まで（消印有効）に、往復はがきに住所、氏名（ふりがな）、年齢、電話番号、希望する農園名を記入のうえ、問合せ先へ（申込み多数の場合は抽選）
※グループでの申込みはできません。
問合せ　産業振興課（〒187－8701　小平市役所）☎042（346）9533

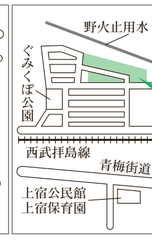

リサイクルきゃらばん

陶磁器食器や未利用食品などを回収

とき　2月14日（金）　午後1時30分～3時30分　雨天決行
ところ　いなげや小平小川橋店（小川町1－432－1）
内容　▽陶磁器食器の回収…茶わん、皿（割れたものも可、汚れたものは洗ってください。食器以外は不可）
※包装紙はお持ち帰りください。
▽小型家電の回収…携帯電話、卓上計算機、ACアダプターほか
▽廃食油の回収…未使用可、ラードやバターなどの動物性油不可、食用以外の油不可
※現地で回収バケツに入れ、容器はお持ち帰りください。
▽フードドライブ（未利用食品の回収）…缶詰、インスタント・レトルト食品、パスタなどの乾物、コーヒー、調味料ほか
※未開封で包装や外装が破損していない、賞味期限が一ヶ月以上先のもの。生鮮食品不可、瓶詰め食品不可。
▽紙パックの回収
▽雑貨交換…まだ使えるおもちゃ、ぬいぐるみ（30センチメートル以内）、育児用品をポケットティッシュや菓子との交換
※いずれも事業系のもの、粗大ごみは不可。回収できないものは、お持ち帰りください。車でのお持ち込みもできます。
問合せ　資源循環課☎042（346）9535

ルネ鑑賞モニターを募集

鑑賞モニターとは、ルネこだいら主催事業を鑑賞してご意見・ご感想をいただき、ルネこだいらの企画運営に反映させていくものです。

◆**小平市民文化祭美術展受賞者展**
とき　2月24日（月・振休）～3月1日（日）　午前11時～午後6時
※3月1日は午後4時まで。
ところ　ギャラリーハッピートーク（学園東町1－4－14）
内容　日本画、洋画、工芸、彫刻
問合せ　小平美術会・船橋☎080（4807）6629
◆**小平市書道連盟　幼児・小・中学生・高校生席書き大会**
とき　3月1日（日）　午前9時30分～11時30分

小平市文化協会

春の演劇ワークショップ

レイワレンジャー

◆**きのこの町、マッシュタウンのピンチを救え**
障がいのある子もない子も参加できるワークショップです。
レイワレンジャーと一緒に、マッシュタウンにいるアネとモネを助けるために、演劇仕立てで学校内を冒険します。
とき　2月29日（土）、3月1日（日）　午後1時30分～4時
※各回、同じ内容です。
ところ　白梅学園大学
対象　市内在住の特別支援学校、特別支援学級、特別支援教室、通級指導学級または通常学級に通う小学生
※障がいの種別は問いません。車いすを利用する方は申込みの際にお知らせください。
定員　20人
主催　白梅学園大学、小平市
申込み　2月19日（水）までに、はがきまたはファクシミリで、参加希望日、お子さんの住所、氏名、電話番号、学校名、学年（特別支援学級・教室の場合は学級名）、通級の場合は通級先を記入のうえ、白梅学園大学小平市連携事業事務局（〒187－8570　小川町1－830）へ（申込み多数の場合は抽選し、結果を全員に連絡）FAX042（313）4805

返還へ　未来志向の　対話と交流

2月7日は北方領土の日です

鈴木遺跡保存管理等用地

鈴木遺跡の今そして未来整備の状況と予定を解説するパネル展

鈴木遺跡は、旧石器時代を代表する遺跡です。市では、農林中央金庫小金井研修所跡地を鈴木遺跡の保存区として整備する計画を進めています。パネル展では、事業の進捗状況と今後の予定などを展示します。また、学芸員が説明もします。
とき　2月25日（火）～3月2日（月）　午前10時～午後4時
ところ　鈴木遺跡資料館（鈴木町1－487－1）
問合せ　文化スポーツ課☎042（346）9501、鈴木遺跡資料館☎042（323）2233

FC東京応援キャンペーン

グッズをプレゼント

2020FC東京クラブサポートメンバーに新規入会した市民に、小平市オリジナルFC東京グッズをプレゼントします。
※2020FC東京クラブサポートメンバーに申込み後であれば、会員番号が未発行でも応募できます。
※対象者には、グッズ引き換え用のはがきを送付します。
問合せ　産業振興課☎042（346）9581、FAX042（346）9575、✉sangyoshinko@city.kodaira.lg.jp
問合せ　障がい者支援課☎042（346）9540

鈴木遺跡保存管理等用地

鈴木遺跡の今そして未来整備の状況と予定を解説するパネル展

鈴木遺跡は、旧石器時代を代表する遺跡です。市では、農林中央金庫小金井研修所跡地を鈴木遺跡の保存区として整備する計画を進めています。パネル展では、事業の進捗状況と今後の予定などを展示します。また、学芸員が説明もします。
とき　2月25日（火）～3月2日（月）　午前10時～午後4時
ところ　鈴木遺跡資料館（鈴木町1－487－1）
問合せ　文化スポーツ課☎042（346）9501、鈴木遺跡資料館☎042（323）2233